

沼津市民間まちづくりファンド活動支援事業の情報発信に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沼津市民間まちづくり活動支援事業における採択事業（以下「採択事業」という。）の実施にあたり、広報ぬまづ（以下「広報紙」という。）、沼津市ホームページ（以下「市HP」という。）及びFacebook「起業×まちづくり×沼津」（以下「起業FB」という。）を活用して市民に情報発信する際に必要な事項を定めるものである。

(広報紙)

第2条 広報紙に掲載する情報は、事業の参加者募集にかかるもののみとし、事業実施者から依頼があった場合に掲載するものとする。

- 2 依頼は、原則として原稿締切日の2週間前までに、広報ぬまづ掲載依頼書（第1号様式）を地域自治課に持参、郵送、FAX及びEメール等により提出するものとする。
- 3 原稿締切日は、発行を希望する広報紙の1ヶ月前とする。
- 4 同一事業の情報掲載は、原則として4ヶ月に1回（最大年3回）を限度とする。
- 5 掲載依頼が集中し、広報紙の掲載容量を超えるおそれがある場合については、掲載を取りやめることができる。

(市HP)

第3条 市HPに掲載する情報は、補助金交付申請時に提出された事業計画書及び事業完了後に提出された事業実績報告書とする。

- 2 事業内容が変更された場合は、変更承認後の事業計画書を掲載する。

(起業FB)

第4条 起業FBに掲載する情報は、事業の開催情報、参加者募集、実施状況の報告等とし、事業実施者からの依頼のほか、市が必要に応じて原稿を作成し事業実施者の承諾を得た場合に掲載する。

- 2 掲載依頼は、原則として掲載を希望する日の1週間前までに、掲載する原稿・写真・チラシ等のデータを地域自治課へ持参、郵送、FAX及びEメール等により提出するものとする。

(適用除外)

第5条 次の各号に掲げる事業の情報は、広報紙、起業FBのいずれにも掲載しないものとする。

- (1) 営利を主たる目的としたもの
- (2) 政治、宗教に係る活動のもの

- (3) 個人の売名行為と考えられるもの
- (4) 広く一般市民を対象にしないもの
- (5) 活動内容が未定であるもの
- (6) 掲載依頼の時点において、会場の確保がされていないもの
- (7) 事業の参加費用が社会通念上高額であると判断されるもの
- (8) その他、掲載する情報として不相当と判断されるもの

(事業実施者の責務)

第5条 事業実施者は、広報紙及び起業FBに掲載された情報について、次の各号に掲げる責務を担うものとする。

- (1) 市民から参加者を募集する場合は、募集期間内に必ず指定した問い合わせ先に担当者に従事させるとともに、募集する人数により、電話、郵送、FAX、電子メールなどの受付方法を十分に講ずること。
 - (2) 募集期間内に、参加者の定員が確保された場合、事業の実施が不能となる事態が生じた場合については、必ず地域自治課に報告をするとともに、市民の問い合わせには誠実に対応すること。
- 2 前項の責務が十分に果たされないものと認められる場合には、当該事実が確認されてから1年の間は、広報紙及び起業FBの活用を認めないものとする。

附 則

この基準は、令和6年3月21日から施行する。